

農林水産分野におけるＴＰＰ協定の影響に関する国民の不安を払拭する 対策の確実な実行を求める意見書

ＴＰＰ協定は昨年10月5日に大筋合意し、本年2月4日に署名式が行われた。ＴＰＰ協定はアジア太平洋地域に巨大な経済圏を創造し、幅広い分野で21世紀型のルールを構築することにより、我が国の輸出が拡大し、経済再生に資するものと期待されている。

我が国の農林水産分野においては、関税の即時撤廃や段階的引下げ、また、輸入枠の拡大により、安価な輸入品の増加などの影響が見込まれる。

農林水産業は地域の基幹産業であって、我が国の食料安全保障に不可欠な産業であるとともに、中山間地域等の農山漁村コミュニティを支えてきた基幹的な産業であるが、安価な輸入品の増加等による農林水産業への長期にわたる影響も懸念される。

これに対する国民の不安や懸念を払拭し、農林水産業を成長産業として支援していくために、政府は昨年11月25日に「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」を決定した。

よって、政府においては、ＴＰＰ協定に関する国民の不安を払拭するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 農林水産業の再生産が維持できるよう、恒久的な対策を担保する法整備を行うとともに、政府の責任の下で必要な財源を確保すること。
 - 2 食料安全保障に不可欠な産業であるとともに、農山漁村コミュニティを支えてきた基幹的な産業である農林水産業の体质強化を念頭に、中長期的な対策を講ずること。
 - 3 農林水産物の輸出促進に向けた物流インフラの整備を図るとともに、6次産業化を更に推進し新たな需要創出を図ること。
 - 4 検疫体制の強化により輸入食品の安全性を確保し、国民の不安を解消すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済再生担当大臣
地方創生担当大臣
あて

福島県議会議長 杉山純一